

第八回

参第一号

国会法等の一部を改正する法律（案）

（国会法の一部改正）

第一条 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

六 法制局長

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 各議院に、法制局長一人を置く。

法制局長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。

第一百三十一条第二項中「法制局長一人」を「法制局長の外」に改め、同条第三項を削る。

（国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部改正）

第二条 国家公務員のための国設宿舍に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号を次のように改める。

七 衆議院及び参議院の事務総長及び法制局長

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に在職する衆議院及び参議院の法制局長は、改正後の国会法により衆議院又は参議院の法制局長が選挙されるまで、それぞれ役員たるの職務を行うものとする。

理 由

衆議院及び参議院の法制局長の職責の重要性に鑑み、同局長を各議院の役員とするとともに、これに伴い同局長に公邸を貸与するため、国会法及び国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。